条例等検討分科会 資料 1 (H30.10.22)

伊勢市条例第 号

伊勢市議会の議決すべき事件に関する条例 (案)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の 規定に基づき、伊勢市議会(以下「議会」という。)の議決すべき事件 を定めるものとする。

(議決すべき事件)

- 第2条 議会の議決すべき事件は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 伊勢市総合計画条例(平成29年伊勢市条例第8号)第2条第2号に 規定する基本構想及び同条第3号に規定する基本計画の策定、変更 (軽微な変更を除く。)又は廃止
 - (2) 定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日総行応第39号)に規定 する定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又は同協定の廃止を求め る旨の通告

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
 - (伊勢市定住自立圏形成協定の議決に関する条例の廃止)
- 2 伊勢市定住自立圏形成協定の議決に関する条例(平成25年伊勢市条例 第1号)は、廃止する。

(伊勢市総合計画条例の一部改正)

- 3 伊勢市総合計画条例の一部を次のように改正する。 第5条に次の1項を加える。
 - 2 前項の規定は、基本計画について準用する。

(参考)

伊勢市総合計画条例(附則第3項関係)

改正後	改正前
第1条~第4条 略	第1条~第4条 略
(議会の議決)	(議会の議決)
第5条 市長は、基本構想を策定し、変更	第5条 市長は、基本構想を策定し、変更
し、又は廃止しようとするときは、議	し、又は廃止しようとするときは、議
会の議決を経なければならない。ただ	会の議決を経なければならない。ただ
し、軽微な変更については、この限り	し、軽微な変更については、この限り
でない。	でない。
2 前項の規定は、基本計画について準用	
<u>する。</u>	
第6条~第9条 略	第6条~第9条 略